平成２６年（フ）第３５２号
沖縄県那覇市久茂地２丁目16番３号　ＫＭ久茂地ビル103号室、住民票上の住所沖縄県那覇市久茂地２丁目16番３号　ＫＭ久茂地ビル406
債務者　米谷　尚己
1　決定年月日時　平成26年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月２日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２６年（フ）第１３０号
青森県八戸市諏訪２丁目24番５号　コーポティルル21－Ａ、前住所青森県八戸市長苗代２丁目７番26号　サンプラザ長苗代Ａ201
債務者　中村　朋子
1　決定年月日時　平成26年12月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月３日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２６年（フ）第８２号
岩手県花巻市星が丘１丁目29番16号　ハルヤマハイツＡ７号
債務者　春山　海九
1　決定年月日時　平成26年12月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月３日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２６年（フ）第１０９５号
さいたま市岩槻区大字末田1806番地４
債務者　橋口　広史
1　決定年月日時　平成26年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月３日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第１１０４号
埼玉県川口市大字安行藤八45番地の１
債務者　長谷川浩貴
1　決定年月日時　平成26年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月３日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第１１３１号
埼玉県桶川市朝日１丁目12番18号　大野コーポ朝日101号、住民票上の住所埼玉県桶川市鴨川１丁目９番９号　パレーシャル鴨川101号
債務者　鈴木　法代（旧姓村越）
1　決定年月日時　平成26年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月３日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第１１３４号
埼玉県川口市青木５丁目７番18号　パラシオン西川口301号、旧住所埼玉県川口市芝１丁目42番10号
債務者　加藤　一弘
1　決定年月日時　平成26年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月３日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第１１３９号
埼玉県志木市柏町２丁目28番12号　コーポタカハシ203号
債務者　鈴木　章浩
1　決定年月日時　平成26年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月３日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第１１６１号
埼玉県和光市新倉２丁目27番13号　コーポ白百合202
債務者　峯　　芳子
1　決定年月日時　平成26年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月３日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第１１６２号
埼玉県和光市新倉２丁目27番13号　コーポ白百合202
債務者　峯　　宏芳
1　決定年月日時　平成26年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月３日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第１２０２号
埼玉県志木市幸町４丁目９番１号　コロッセオ志木205号、旧住所埼玉県志木市中宗岡５丁目10番18号　メゾンエトワール205号
債務者　赤石　　勇
1　決定年月日時　平成26年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月３日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第１２１１号
埼玉県川口市領家１丁目７番４号　パルコーポ領家105号
債務者　齋藤　裕二
1　決定年月日時　平成26年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月３日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第５４６号
埼玉県川越市大字小中居864番地２
債務者　伊藤　　隆
1　決定年月日時　平成26年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月３日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第３４号
大分県玖珠郡玖珠町大字山浦71番地
債務者　河野千寿子
1　決定年月日時　平成26年12月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月３日まで
大分地方裁判所日田支部

平成２６年（フ）第９４５号
東京都羽村市小作台４丁目９番地５マザーズウォーク102
債務者　繁田　優希
1　決定年月日時　平成26年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月28日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月28日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第３２６号
北海道旭川市８条通22丁目14番地の287　フローレンスＭＩＫＩ101号室
債務者　山田　卓也
1　決定年月日時　平成26年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月30日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月４日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部